

負担金の概要

- ✓ 市町村が行う**特定健康診査及び特定保健指導**に要する費用の一部を負担するもの
- ✓ **特定健康診査**は、高血圧症、脂質異常症等であって、内臓脂肪の蓄積に起因するものに関する健康診査
- ✓ **特定健康診査を行う項目は、基本的な健診項目**（身長、体重等の検査、肝機能検査、血中脂質検査等）と**詳細な健診項目**（告示の基準に基づき医師が必要と認めるときに行う貧血検査、心電図検査及び眼底検査）
- ✓ **負担金の交付額は**、交付要綱に定める**基準額に補助率3分の1**を乗ずるなどして得た額
- ✓ **特定健康診査の基準額は**、実施方法等別に定められた**基準単価に実施人員数を乗じて算定した額の合計額**
- ✓ **基準単価は**、①実施方法（**集団健診か個別健診か**）の区分ごとに、②**基本単価（基本的な健診項目のみ実施）と基本・詳細単価（基本的な健診項目と詳細な健診項目の両方を実施）**とに区分して設定

検査の結果

- ✓ 基準額に基づいて負担金を算定していた**23都道府県の942市区町村等**に対して交付された特定健康診査に係る**負担金相当額**28年度、29年度計**204億2578万余円**を対象として検査
- ✓ **負担金の算定基礎**としたデータ（修正後基礎データ）等を市町村が**証拠書類として保管していない**ことなどから、負担金の**基準額の算定が適切に行われていたか**について**確認できない状況**となっていた
- ✓ **基本・詳細単価が**詳細な健診項目の**実施状況等を踏まえた単価となっていない**かつ
- ✓ 詳細な健診項目の項目ごとの**実施状況を踏まえた修正単価を算定し**、負担金相当額を**試算すると6億8260万余円の開差が生じた**

要求する処置等

- 厚生労働省において、
- ✓ 市町村に対して、負担金の交付額の算定に当たり、**基準額**を算定する際に集計した**実施人員数の根拠としたデータ、資料等を**、交付決定の条件に従って、**適切に整理し、保管することについて周知徹底**すること
 - ✓ **基本・詳細単価の設定に当たり**、詳細な健診項目の**各項目の実施状況等を適切に把握し**、これに基づいて**基本・詳細単価を定めるための方策を検討**すること

5.国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の算定（意見表示・処置要求）

厚生労働本省

6億8260万円(指摘金額)

204億2578万円(背景金額)

負担金と特定健康診査の概要



- 特定健康診査は、高血圧症、脂質異常症等であって、内臓脂肪の蓄積に起因するものに関する健康診査
- 基本的な健診項目：身長、体重、腹囲、血圧、肝機能、血中脂質、血糖、尿検査等
- 詳細な健診項目：貧血、心電図、眼底検査（3項目）で、告示に定める基準に基づき医師が必要と認めたとときに行うもの
- 健診センターが設置されている医療機関等で受診する場合は、負担金については**集団健診**として申請

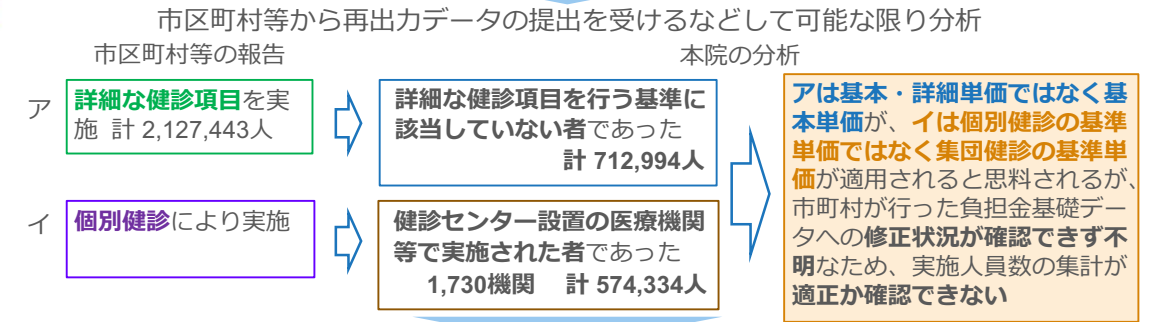


健診項目	実施方法		集団健診		個別健診	
	課税世帯	非課税世帯	課税世帯	非課税世帯	課税世帯	非課税世帯
基本的な健診項目のみ実施 (基本単価)	4,190円	5,390円	5,490円	7,060円		
基本的な健診項目と 詳細な健診項目の実施 (基本・詳細単価)	5,080円	6,530円	6,600円	8,500円		

- 詳細な健診項目は、3項目のいずれかを1項目でも実施した場合は詳細な健診を実施したものとみなし、基準額の算定は一律に基本・詳細単価を適用

事態1 負担金の交付額の妥当性を確認することができない状況となっている

市区町村等は事業実績報告書を作成した後、算定の根拠とした修正後基礎データ等は保管しておらず、検証は不可能となっていた

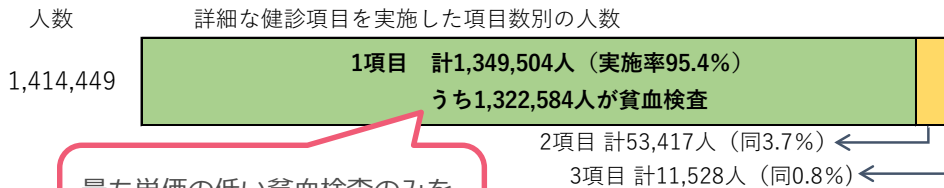


要求する処置

厚生労働省は、市町村に対して、負担金の交付額の算定に当たり、**基準額**を算定する際に集計した**実施人員数の根拠としたデータ、資料等**を、交付決定の条件に従って、**適切に整理し、保管することについて周知徹底**すること

事態2 基本・詳細単価が詳細な健診項目の実施状況等を踏まえたものとなっていない

詳細な健診項目を実施していた計2,127,443人から上記の詳細な健診項目を行う基準に該当していない計712,994人を除いた**計1,414,449人について、詳細な健診項目の実施状況を確認した結果**



最も単価の低い貧血検査のみを実施している場合が大多数

表示する意見

厚生労働省は、**基本・詳細単価の設定に当たり、詳細な健診項目の各項目の実施状況等を適切に把握し、これに基づいて基本・詳細単価を定めるための方策を検討**すること

各項目の実施率は考慮されておらず、低額な項目の実施率が他に比べて著しく高い場合、実際の費用との間に大きな開差が生じる

厚労省の想定

$$\text{基本・詳細単価} = \text{基本単価} + \frac{\text{貧血検査の単価} + \text{心電図検査の単価} + \text{眼底検査の単価}}{3}$$

令和2年度負担金から適用することとした基本・詳細単価を算定した際に使用した3項目の各単価、検証により確認された各項目の実施人員数等を基に負担金相当額を試算すると、交付された特定健康診査に係る負担金相当額に比べて、**6億8260万円の開差が生じた**